

行政相談所

【行政相談委員（敬称略）】

徳田 芳朗

☎ 0955-47-2422

問 総務課行政係 内線321
 福島支所 ☎ 内線602-135
 鷹島支所 ☎ 内線603-1135

●鷹島会場
 【日時】午前10時～正午
 【場所】4月8日（木）

【行政相談委員（敬称略）】
 鷹島支所
 有浦 良光
 ☎ 0955-48-3247

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。次とおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【対象となる空き家住宅の除却を支援しています】

問 都市計画課住宅係

☎ 内線214-234

【補助金の額】

補助対象工事費の2分の1、限度額100万円

【対象となる空き家住宅】

1年以上使用されていない市内にある危険かつ、周囲への影響がある住宅など

【申請期限】11月30日（火）

【採択方法】

対象となる空き家住宅のうち倒壊等危険性の高い建物を優先的に予算の範囲内で採択します。

【日時】

4月8日（木）

午前10時～午後2時

【場所】

●福島会場

福島保健センター

【申込方法】問合せ先まで

令和3年度松浦市3世代同居・近居促進事業

問 都市計画課住宅係 内線214

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します。

【補助対象者】

- ① 多子世帯で自ら居住するために中古住宅を取得しようとする者
- ② ①の際に併せて住宅を改修しようとする者
- ③ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するため住宅を改修しようとする者
- ④ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するため中古住宅を取得しようとする者

【補助の内容】

- ①中古住宅の取得 ②以下の改修工事

▽間取りの変更等 ▽キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設 ▽バリアフリー改修
 ▽屋根、天井、外壁、床、窓の断熱改修 ▽浄化槽の設置、取替え

【補助金の額】

補助対象経費の5分の1以内（限度額40万円）

※次の場合には、それぞれ加算した額を限度額とします。

- ・子育て応援団体所属者の申請の場合 4万円
- ・新たに3世代で同居する者の申請の場合 20万円

【申込期限】11月30日（火）

【申込方法】都市計画課までご相談ください。





【補助率】
法定外公共物（赤線・青線等）
について、利用される地域や
市民団体が、維持補修作業を行
う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【対象となる費用】
①市道の除草作業、側溝清掃、陰切り作業など
②河川の清掃作業、河床浚渫作業など
③法定外公共物の災害復旧、舗装作業など

【対象となる費用】
作業に必要な機械借上料、原材料、特殊な機械の運転手賃金（市で決定している労務謝金）、機械の燃料費、作業時の保険など

【申請期限】 7月30日（金）
市が管理する市道・河川・法定外公共物（赤線・青線等）について、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【申請期限】 7月30日（金）
市が管理する市道・河川・法定外公共物（赤線・青線等）について、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【申請期限】 7月30日（金）
市が管理する市道・河川・法定外公共物（赤線・青線等）について、利用される地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費の全部または一部を市が補助します。

【問い合わせ】
建設課道路河川係 内線203
福島支所地域振興課 内線602-2434
鳴島支所地域振興課 内線603-2434

市民協働まちづくり事業

一事業につき100万円以内とします。

【申請期限】 9月30日（木）

松浦市生活道路整備事業

一事業につき100万円以内とします。

【申請期限】 9月30日（木）

【問い合わせ】
建設課管理係 内線202

【対象となる道路】
生活道路の整備に必要な原材料を支給します。整備計画がある場合は、地区の行政協力員を通じて申請してください。

【支給範囲】
4戸以上が利用する総延長30㍍以上、幅員1㍍以上の生活道路

【支給原材料】
生活道路の改修舗装および路肩の補修並びに生活道路に付随する側溝整備

【支給原材料】
生コンクリート、碎石、コンクリート2次製品（例：U字溝）など

【申請期限】 7月30日（金）
市が必要と認めた量の7割※3割は申請者負担となります。

【お知らせ】
申請書類および事業の詳しい内容については、問合せ先までお尋ねください。

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

【問い合わせ】 建設課道路河川係 内線203

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となっている箇所があります。通行車両や歩行者の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも建築限界を守り、張り出した樹木の伐採にご協力をお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

○ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の車両や歩行者などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。（道路法第43条）

○建築限界

道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。（道路法第30条及び道路構造令第12条）

○作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に九州電力またはNTTに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。

○お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、緊急の場合などには、道路通行に支障となっている樹木や枝などを予告なく伐採、撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

建築限界の範囲

